

横浜市行政不服審査会答申
(第124号)

令和4年11月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「配当処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が、令和2年度市県民税3期分（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第326条第1項に基づく延滞金を含む。以下「本件市県民税」という。）、令和3年度固定資産税・都市計画税1期分（以下「本件固都税」という。）及び令和3年度軽自動車税（種別割）（以下「本件軽自動車税」といい、以下、本件市県民税、本件固都税及び本件軽自動車税を合わせて「本件市県民税等」という。）を各納期限までに納付しなかったことから、横浜市泉区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、法第331条第1項第1号、第335条、第373条第1項第1号、第702条の8第1項及び第463条の27第1項第1号に基づく差押処分（以下「本件差押処分」という。）をした上で、令和3年12月17日、国税徴収法（昭和34年法律第147号。以下「徴収法」という。）第67条第1項により取り立てた金銭に係る徴収法第128条第1項第2号並びに第129条第1項第1号及び第3項に基づく配当処分（令和3年12月17日付け配当計算書（謄本）。以下「本件処分」という。）をしたところ、審査請求人が、本件処分は違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

なお、本件処分に先立ち、処分庁は、令和3年7月27日に本件市県民税等について配当処分（以下「第1回配当処分」という。）を行い、審査請求人は、同月29日、第1回配当処分に対する審査請求をした。その後、処分庁による徴収法第67条第1項に基づく取立より前に審査請求人が本件固都税及び本件軽自動車税を納付したことが判明したため、処分庁は第1回配当処分を取消し、改めて本件処分を行ったところ、本件処分に対し審査請求人が審査請求を提起したのが本件である。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分の対象である延滞金の自主納付の意思を有しており、かつ、当該自主納付の意思のあることを理由として、令和3年7月27日付け配当処分（第1回配当処分）の取消しを求める審査請求をしているから、処分

庁が、当該審査請求の裁決がされる前に本件処分をしたことは違法又は不当である。

本件軽自動車税に係る督促状は、発付されていない、又は審査請求人は督促状を受領していないから、本件軽自動車税の差押手続は違法又は不当である。

また、令和3年6月24日に処分庁が差押事前通知書を送付したことは差押ありきの事務処理であって不当である。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 本件市県民税等の各納期限、税額、督促状発付日、本件処分日時点の延滞金額は、下表記載のとおりである。

	納期限	税額	督促状発付日	延滞金額
本件市県民税	令和2年11月2日	0円	令和2年12月1日	1,000円
本件固都税	令和3年4月30日	13,900円	令和3年5月27日	0円
本件軽自動車税	令和3年5月31日	2,400円	令和3年6月29日	0円

(2) 審査請求人は、本件市県民税等を、各納期限までに完納せず、かつ、これに対して処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこれを完納しなかった。

(3) 審査請求人が審査請求をしており、この裁決前であることを理由として配当処分をすることを禁止する規定はない。

(4) ほかに、本件処分を違法又は不当とする理由はないから、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定等

ア 個人の市県民税について、法第319条第2項は、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び

徴収するものと規定し、法第 13 条及び第 319 条の 2 は、普通徴収の方法によって徴収するときは、納税通知書を交付するものと規定する。

イ 法第 329 条第 1 項及び第 3 項（県民税にあつては、法第 335 条）並びに横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 15 条は、納税者が、納期限までに市県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

ウ 法第 364 条第 1 項は、固定資産税の徴収は普通徴収によるものと定め、法第 371 条及び条例第 15 条は、納税者が、納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

エ 法第 702 条の 8 第 1 項本文は、都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収と併せて行うものとする規定する。

オ 法第 463 条の 18 第 1 項は、軽自動車税の種別割の徴収は普通徴収によるものと定め、法第 463 条の 25 及び条例第 15 条は、納税者が、納期限までに軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

カ 法第 1 条第 1 項第 14 号は、「地方団体の徴収金」とは、地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいうと規定する。

キ 法第 20 条第 4 項は、通常の手配による郵便又は信書便により地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類を発送した場合には、その郵便物又は信書便物は、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定すると規定し、同条第 5 項は、地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならないと規定する。

ク 法第 331 条第 1 項第 1 号（県民税にあつては法第 335 条、固定資産税にあつては法第 373 条第 1 項第 1 号、都市計画税にあつては法第 702 条の 8 第 1 項、軽自動車税の種別割にあつては法第 463 条の 27 第 1 項第 1 号）は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに納税者がそ

の督促に係る市県民税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、当該市県民税等に係る徴収金につき納税者の財産を差し押えなければならないと規定する。

ケ 法第 331 条第 6 項（県民税にあつては法第 335 条、固定資産税にあつては法第 373 条第 7 項、都市計画税にあつては法第 702 条の 8 第 1 項、軽自動車税の種別割にあつては法第 463 条の 27 第 6 項）は、市県民税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、徴収法に規定する滞納処分の例によるものと規定する。

コ 徴収法第 62 条第 1 項及び第 54 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、併せて、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付するものとするとして規定し、徴収法第 62 条第 3 項は、差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する。

サ 徴収法第 67 条第 1 項は、徴収職員は、差し押さえた債権の取立をすることができると規定し、同条第 3 項は、同条第 1 項により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る市県民税等を徴収したものとみなすと規定する。

シ 徴収法第 128 条第 1 項第 2 号は、税務署長は、有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を配当しなければならないと規定する。

ス 徴収法第 129 条第 1 項第 1 号は、徴収法第 128 条第 1 項第 2 号で給付を受けた金銭を差押えに係る市県民税等に配当することを規定し、徴収法第 129 条第 3 項は、配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付するものとするとして規定する。

セ 徴収法第 131 条第 3 号は、税務署長は、徴収法第 129 条の規定により配当しようとするときは、配当を受ける債権及びその額等の必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から 3 日以内に、滞納者に対し、その謄本を発送しなければならないと規定する。

(2) 認められる事実

ア 審査請求人は、本件市県民税（納期限令和 2 年 11 月 2 日）、本件固都税（13,900 円、納期限令和 3 年 4 月 30 日）及び本件軽自動車税（2,400 円、納期限令和 3 年 5 月 31 日）を各納期限までに完納しなかった。

- イ 処分庁は、本件市県民税は令和2年12月1日、本件固都税は令和3年5月27日及び本件軽自動車税は令和3年6月29日に、それぞれ督促状を発付したが、審査請求人は各督促処分の日から起算して10日を経過した日までに本件市県民税等を完納しなかった。
- ウ 審査請求人は、令和3年4月、本件市県民税の納付をし、本件市県民税に係る延滞金が1,000円（以下「本件延滞金」という。）と確定した。
- エ 処分庁は、令和3年7月12日、本件延滞金、本件固都税及び本件軽自動車税の計17,300円について差押処分を実施した。
- オ 同月14日、処分庁は、第三債務者（審査請求人が普通預金債権を有していた金融機関）に宛てて差押調書（通知書）を送達し、第三債務者は同日午前10時49分にこれを受領した。
- カ 審査請求人は、同月15日、本件固都税及び本件軽自動車税の全額を納付した。
- キ 処分庁は、同日、第三債務者から17,300円（以下「本件換価代金」という。）を取り立てた。なお、本件固都税及び本件軽自動車税の全額について、前記カの審査請求人による納付が処分庁の本件換価代金の取立に先行していた。
- ク 審査請求人は、同月17日、本件差押処分の取消しを求める審査請求を行った。なお、同審査請求は、同年10月5日、却下裁決がされた。
- ケ 処分庁は、同月27日、本件換価代金のうち1,000円を本件延滞金に、13,900円を本件固都税に、2,400円を本件軽自動車税に配当するとの内容の第1回配当処分を審査請求人に行った。
- コ 審査請求人は、同月29日、第1回配当処分の取消しを求める審査請求を行った。なお、同審査請求は、令和4年2月3日、却下裁決がされた。
- サ 処分庁は、令和3年12月17日、第1回配当処分を取り消した旨の配当処分取消通知書、横浜市市税過誤納金等還付取消通知書、本件換価代金のうち1,000円を本件延滞金に配当し、残余金が16,300円であるとの内容の配当計算書（本件処分）及び本件換価代金の残余16,300円を審査請求人に交付する旨の「配当残余金の交付について（通知）」を審査請求人に対して送付した。
- シ 審査請求人は、同月22日、本件処分に対する審査請求（本件審査請求）を行った。

(3) 争点に対する判断

- ア 本件においては、前記(2)ア及びイのとおり、審査請求人が、本件市県民税、本件固都税及び本件軽自動車税を各納期限までに完納せず、かつ、これに対して処分庁が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこれを完納しなかった事実が認められる。
- イ 審査請求人は、配当処分である本件処分の違法・不当を主張する。この点、滞納処分における差押処分及び配当処分は、滞納となった債権の強制的実現という同一目的のために段階的に行われるものであるから、先行する差押処分に違法性がある場合には、後行する配当処分に違法性が承継され、配当処分が違法となる。そのため、まず、本件処分の先行処分たる本件差押処分の違法又は不当について判断する。
- ウ 審査請求人は、本件軽自動車税に係る督促状が発付されていない、督促状を受領していないと主張するところ、処分庁のシステムの「R03 軽自現年度 未納履歴画面」によれば、前記(2)イのとおり、処分庁が督促状発付の処理をしたことが確認できる。そして、督促状は、「徴収金の賦課徴収…に関する書類」(法第20条第1項)であるところ、同システムに発送した書類が督促状であること並びに審査請求人の氏名、住所及び発送の年月日が記録されていることから、法第20条第4項及び第5項の規定により、督促状は通常到達すべきであった時に送達があったものと推定され、かかる推定を覆す事実は認められない。
- エ したがって、本件差押処分は、法第331条第1項第1号、第335条、第373条第1項第1号、第702条の8第1項及び第463条の27第1項第1号の要件を満たし、適法である。
- オ また、審査請求人は、令和3年6月24日に処分庁が差押事前通知書を送付したことは差押ありきの事務処理であって不当である旨主張するが、差押事前通知書は法定の手続ではなく、差押手続を実施する可能性があることを示して任意の納付を促すための通知にすぎないから、当該通知を発することは不当ではない。
- カ 次に、本件処分に違法又は不当があるかを検討するに、審査請求人は、前記(2)カのとおり、本件差押処分後に本件固都税及び本件軽自動車税を完納したが、本件処分までに本件延滞金を含む本件市県民税を完納していないから、本件換価代金の配当方法として、1,000円を本件延滞金に

配当し、残余の 16,300 円を審査請求人に交付するものとした本件処分は、実体に適合した配当計算がされているものと認められる。

キ なお、本件処分に係る配当計算書の発送は令和 3 年 12 月 17 日であり、処分庁が第三債務者から本件換価代金を取り立てた令和 3 年 7 月 15 日から 3 日以内ではないため、徴収法第 131 条第 3 号の定める配当計算書謄本発送期限の規定に形式的に違反しているが、審査請求人による令和 3 年 7 月 15 日の本件固都税及び本件軽自動車税の全額納付と処分庁による本件換価代金の受領が時的に極めて近接しており、この経緯を確認の上第 1 回配当処分を取り消す手続を経た等の事情があること、また、同条の趣旨は、配当に関する異議を配当実施前に行うことができる機会を設けることにあるところ、本件処分の換価代金等の交付期日は配当計算書を発送した日から起算して 7 日を経過した日（徴収法第 132 条第 2 項参照）とされていて審査請求人の異議申立権を侵害していないことに照らせば、本件処分を違法又は不当ならしめるものではないといえる。

ク よって、本件処分は適法である。

ケ 審査請求人は、同人は処分庁に対し令和 3 年 7 月 16 日に本件延滞金の納付の意思を伝えており、本件延滞金についても自主納付の意思があるから本件処分は違法又は不当であって本件処分は取り消されるべきであると主張する。

コ しかし、本件処分がされた令和 3 年 12 月 17 日までに、審査請求人により本件延滞金の自主納付がされた事実はないのであって、本件処分を取り消さなければならないほどの不当性があるとは認められない。

サ また、審査請求人は、前記 (2) ク及びコのとおり、本件処分の変更前の処分である第 1 回配当処分の取消しを求める審査請求を申し立てているから、当該審査請求の裁決がされる前に処分庁が本件処分をしたことは不当であると主張する。

シ 確かに、前記 (2) カ及びキのとおり、審査請求人による本件固都税及び本件軽自動車税の納付が処分庁による第三債務者からの本件換価代金の取立に先行しており、第 1 回配当処分時点で配当の目的たる本件固都税及び本件軽自動車税が存在していなかったという意味で第 1 回配当処分は、その内容において実体に適合しないものであり、審査請求人がこれに対する審査請求をすることには相当な理由があったと思料される。し

かし、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 1 項は、審査請求は、処分の効力、処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定していることから、審査請求人が審査請求をしており、これの裁決前であることを理由として配当処分をすることは禁止されていない。また、前記

(2) カ及びキのとおり、審査請求人による本件固都税及び本件軽自動車税の完納と処分庁による第三債務者からの本件換価代金の取立が時的に極めて近接している本件においては、第 1 回配当処分はやむを得ないものであるとともに、第 1 回配当処分は既に処分庁により取り消されていることから、やはり、本件差押処分及びこれに係る取立、配当処分の一連の徴収手続において、本件処分を取り消さなければならないほどの不当性があるとは認められない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当として取り消すべき点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和4年1月12日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和4年1月27日	・ 弁明書等の受理
令和4年2月1日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和4年2月20日	・ 反論書の受理
令和4年6月7日	・ 反論書の送付及び再弁明書等の提出依頼
令和4年6月21日	・ 再弁明書等の受理
令和4年6月23日	・ 再弁明書の送付及び再反論書等の提出依頼
令和4年7月11日	・ 再反論書等の受理
令和4年7月14日	・ 再反論書の送付
令和4年7月22日	・ 物件の提出依頼及び質問書の送付
令和4年8月3日	・ 物件及び回答書の受理
令和4年8月8日	・ 物件の提出通知
令和4年8月15日	・ 物件の受理
令和4年9月30日	・ 審理手続の終結
令和4年10月6日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年10月11日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年11月8日	・ 調査審議